

## 池田町お試し住宅設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、池田町（以下「町」という。）への移住定住を促進するため、町外から町内への移住定住を検討している者が一定期間、町内での生活を体験するため、池田町お試し住宅（以下「住宅」という。）を設置するとともに運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第 2 条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称       | 位置                |
|----------|-------------------|
| 池田町お試し住宅 | 池田町大字池田 2077 番地 8 |

### (使用資格)

第 3 条 住宅を使用できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。ただし、町長が特に認める者については、この限りでない。

- (1) 町外に住所を有する者
- (2) 町内への移住を検討している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

### (使用申請)

第 4 条 住宅を使用する者（以下「使用者」という。）は、住宅の使用開始希望日の 10 日前までに、池田町お試し住宅使用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、本人確認ができる書類（個人番号カード、又は運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し）を添えて町長に提出しなければならない。

### (使用許可)

第 5 条 町長は前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、池田町お試し住宅使用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）により、使用者に通知するものとする。

2 町長は住宅の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

### (使用期間)

第 6 条 住宅を使用することができる期間は 1 泊 2 日から 7 泊 8 日以内とする。

2 住宅の使用期間については、開始又は満了の日が、土日祝日の場合（池田町の休日を定める条例（平成元年池田町条例第23号）による休日を含む。）の場合は、翌開庁日とする。

3 前条の規定にかかわらず使用者は、使用期間が満了するに当たり、その後の予約がない場合に限って、再度、使用申請を行うことができる。

（貸付料）

第7条 住宅の貸付料は別表のとおりとする。

2 貸付料は、次の各号に掲げる費用を含むものとする。

（1） 光熱水費（電気料金、水道料金及び下水道料金）

（2） 指定駐車場の貸付料

（3） 備え付け備品類の貸付料

3 使用者は、住宅の使用を開始する日までに貸付料を納付しなければならない。

4 既に納付された貸付料は、これを返還しない。ただし、使用者の責めに帰すことのできない理由により住宅を使用することができなくなったとき、又はその他町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（遵守事項）

第8条 使用者は、住宅の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 留守及び就寝時等に施錠するなど、住宅を善良に管理すること。

（2） 住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

（3） 備付けの備品類を適正に取り扱うとともに、火気の取扱いには注意すること。

（4） ごみは、決められたルールに従い排出すること。

（5） 使用期間が満了したときは、室内の清掃を行い、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

（6） その他住宅の使用に関し町長が必要と認める事項

（行為の禁止）

第9条 使用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 物品の販売、寄付の要請その他これらに類する行為をすること。

（2） 興業、展示会その他これらに類する催しをすること。

（3） 文書、図画その他の物を掲示し、又は配布すること。

（4） 政治・宗教活動を目的として利用すること。

（5） 動物を飼育（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を除く。）をすること。

- (6) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 住宅の全部又は一部を増築し、改築し、又は模様替えをすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(使用許可の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対して行った住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 貸付料を納付期限までに納付しないとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。
- (4) 前2号に掲げる場合のほか、住宅を継続して使用させることが困難であると町長が認めたとき。

(明渡し)

第11条 使用者は使用期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅及び備付けの備品類の損耗を除き、原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、住宅及び備付けの備品類を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その賠償をしなければならない。

(事故免責)

第13条 住宅及び備付けの備品類が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、発生した事故に対しては、町はその賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

|     |           |
|-----|-----------|
| 貸付料 | 1泊 4,000円 |
|-----|-----------|

様式第1号（第4条関係）

池田町お試し住宅使用申請書

年 月 日

池田町長 様

申請者 住 所  
氏 名

池田町お試し住宅を使用したいので、池田町お試し住宅設置要綱第4条の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、使用にあたっては池田町の指示に従います。

|                |                 |    |      |     |
|----------------|-----------------|----|------|-----|
| 使用希望期間         | 年 月 日から 年 月 日まで |    | 泊 日  |     |
| 使用目的           | ※観光目的では、使用できません |    |      |     |
| 宿泊者<br>※全員記入する | 氏 名             | 年齢 | 続柄   | 職 業 |
|                |                 |    | 本人   |     |
|                |                 |    |      |     |
|                |                 |    |      |     |
|                |                 |    |      |     |
|                |                 |    |      |     |
|                |                 |    |      |     |
| 本人連絡先<br>(申請者) | (自宅電話番号)        |    |      |     |
|                | (携帯電話番号)        |    |      |     |
|                | (メールアドレス)       |    |      |     |
| 緊急時連絡先         | (氏 名)           |    |      |     |
|                | (電話番号)          |    | (続柄) |     |

(添付書類) 本人(申請者)が確認できる書類

第 号  
年 月 日

様

池田町長 印

池田町お試し住宅使用許可書

年 月 日付で申請のあった池田町お試し住宅の使用について、池田町お試し住宅設置要綱第5条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで（泊  
日）

2 貸付料 円

3 その他 池田町お試し住宅設置要綱を遵守すること。

連絡事項